

発電事業者向け説明会

電力広域的運営推進機関
平成28年1月20日



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

- 平成28年4月からの電力システム改革第2段階において、小売全面自由化、計画値同時同量制度とともに電気事業者類型の変更（いわゆるライセンス制）が導入されます。
- ライセンス制において、電気事業者は、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に大別されます。このうち、発電事業者の要件に該当する事業者は、本年4月1日から施行される改正電気事業法に拠り、発電事業の国への届出が義務付けられます。また、これらの事業者は国への届けに先立ち、広域機関への加入手続を行うことも義務付けられます。
- 本説明会は、新たに発電事業者として広域機関に加入される事業者の方及びその関係者の方を主たる対象として、発電事業者となられる方の登録・加入また事業開始後の対応に資するよう、以下の内容を中心に開催するものです。
 - 発電事業者申請・広域機関加入の手続等
発電事業者要件、申請・加入手続きのフロー・様式等
 - 発電事業者・広域機関会員としての責務
供給計画の提出、マスターデータの登録

(第1部) 発電事業者に関わる制度・手続等の概要

1. ライセンス制における発電事業者（広域機関会員）の責務

- ① 電力システム改革及びライセンス制の概要
- ② 発電事業者としての責務
- ③ 広域機関会員としての責務
- ④ 発電事業者届出・広域機関会員加入手続き

2. 発電事業者省令改正のポイント

(第2部) 発電事業者としての喫緊の責務

- 1. 供給計画の提出
- 2. マスターデータの登録

ライセンス制における 発電事業者(広域機関会員)の責務

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要
2. 発電事業者としての責務
3. 広域機関会員としての責務
4. 発電事業者届出・広域機関会員加入手続き

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要

① 電力システム改革スケジュール

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
第1段階	▼ H25/11/20 電気事業法改正		▼ H27/4/1 電力広域的運営推進機関 業務開始		
第2段階		▼ H26/6/18 電気事業法改正		▼ H28/4/1予定 小売全面自由化 ライセンス制、計画値同時同量制	
第3段階			▼ H27/6/24 電気事業法改正		▼ H32予定 送配電部門の法的分離 小売料金規制撤廃

電力システム改革は平成28年4月1日に第2段階に入り、小売全面自由化、ライセンス制の導入、計画値同時同量制が開始されます。

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要

② 「電力システムに関する改革方針(2013/4/2閣議決定)」の全体像

低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤である。

東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、電気料金の値上げや、需給ひっ迫下での需給調整、多様な電源の活用が必要が増すとともに、従来の電力システムの抱える様々な限界が明らかになった。

こうした現状にかんがみ、政府は、エネルギーの安定供給とエネルギーコストの低減の観点も含め、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、現在及び将来の国民生活に責任あるエネルギー政策を構築していく一環として、再生可能エネルギーの導入等を進めるとともに、以下の目的に向けた電力システム改革に取り組んでいる。その際、電気事業に携わる者の現場力や技術・人材といった蓄積を活かす。

I. 電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給を確保する
2. 電気料金を最大限抑制する
3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

II. 電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

III. 電力システム改革の3段階の実施スケジュール

電力システム改革を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら、改革を進める。

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要

② 「電力システムに関する改革方針(2013/4/2閣議決定)」の全体像

I. 電力システム改革の3つの目的 1. 安定供給を確保する

東日本大震災以降、原子力発電への依存度が大きく低下し、大半の発電が既存火力に依存する中、分散型電源を始め、多様な電源の活用が不可避である。特に、出力変動を伴う再生可能エネルギーの導入を進める中でも、安定供給を確保できる仕組みを実現する。

これまでの「同じ価格で需要に応じていくらでも電力を供給する」仕組みではなく、需要家の選択により需要を抑制したり、地域間の電力融通等の指示を行うことができる仕組みを導入し、需給ひっ迫への備えを強化する。

II. 電力システム改革の3本柱 1. 広域系統運用の拡大

電力需給のひっ迫や出力変動のある再生可能エネルギーの導入拡大に対応するため、国の監督の下に、報告徴収等により系統利用者の情報を一元的に把握し、以下の業務を担う「広域系統運用機関(仮称)(※)」を設立し、平常時、緊急時を問わず、安定供給体制を抜本的に強化し、併せて電力コスト低減を図るため、従来の区域(エリア)概念を越えた全国大での需給調整機能を強化する。

- ①需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域(エリア)を越えた全国大での系統運用等を図る。
- ②平常時において、各区域(エリア)の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。
- ③災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ④中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。

(周波数変換設備、地域間連系線等の整備)

なお、広域系統運用を拡大するため、広域系統運用機関(※)が中心となって周波数変換設備、地域間連系線等の送電インフラの増強に取り組む。

また、地域間連系線等の整備に長期間を要している現状にかんがみ、関係法令上の手続きの円滑化等を図るため、重要送電設備を国が指定し、関係府省等と協議・連絡の場を設置するなどの体制を整備する。

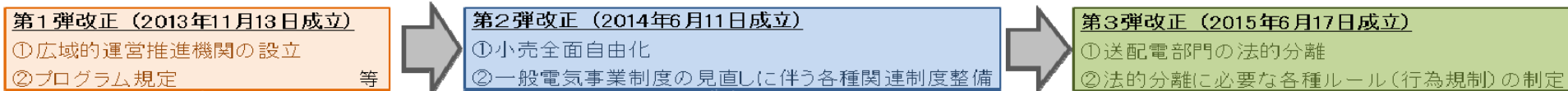
(※)電力広域的運営推進機関という名称で設立。

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要

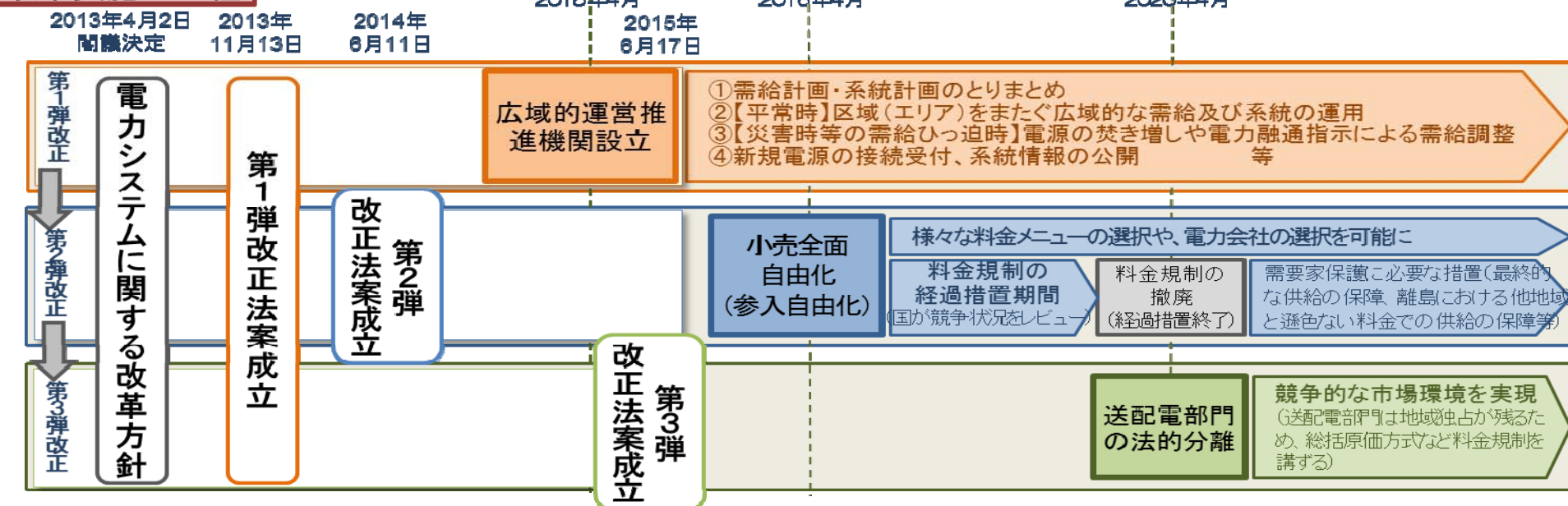
③ 電力システム改革の工程と電気事業法改正スケジュール

出典:「電力システム改革専門委員会報告書」(平成25年2月)を基に作成

法改正の工程



改革実施の工程



(※2015年9月電力取引監視等委員会設立)



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

(注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。

(注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。

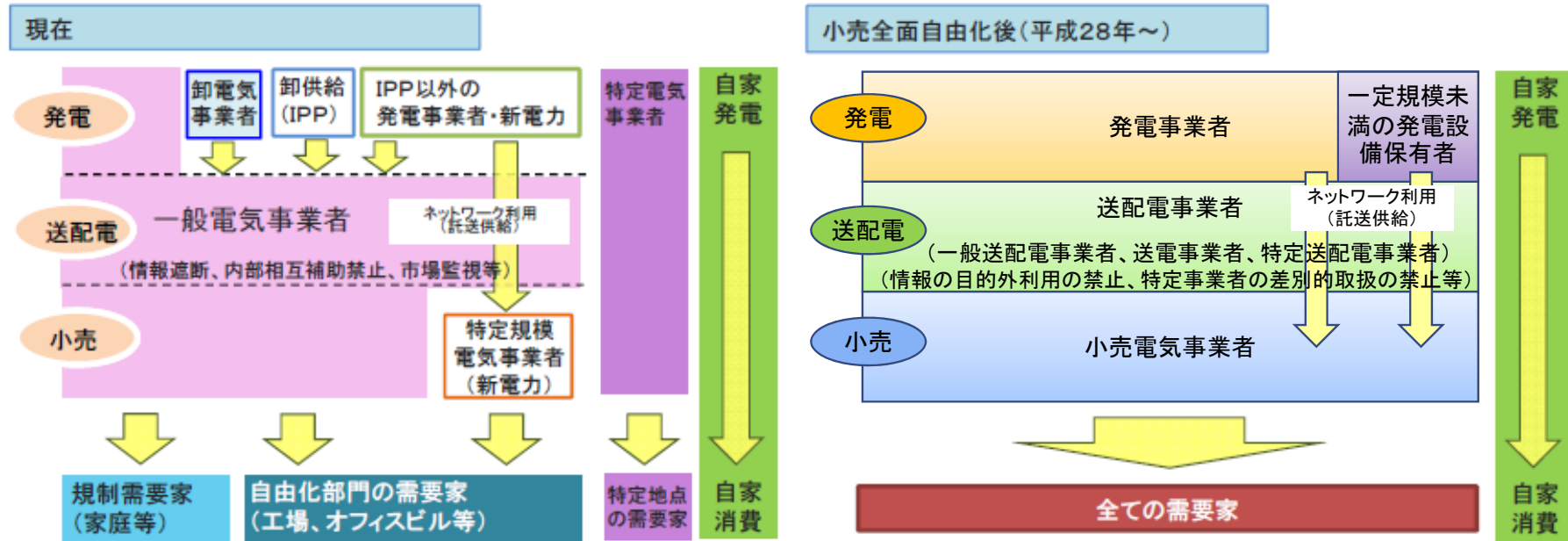
(注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改革を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

1. 電力システム改革及びライセンス制の概要

出典:「総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会
(第2回制度設計WG)資料3-1

④ ライセンス制に伴う対応～概要～

- 小売全面自由化に伴う電気事業制度の見直しと併せて、現行の電気事業法の事業類型も見直されます（垂直一貫体制を前提としない事業類型を基本とする制度への転換）。
- 具体的には、一般電気事業者等の現行の事業類型が廃止され、「発電事業者」「送配電事業者」「小売電気事業者」に再分類されるとともに、それぞれの事業の特性に応じて、参入・退出規制や各種義務が課されることとなります。



ポイント

- 電力システム改革の実施による、現行の事業類型の見直し。
- 事業の特性と現状に応じた規制や義務。

2. 発電事業者の責務

発電事業者の方には、以下の義務が生じます。

- **国への諸届出** (事業開始前の届出、届出事項変更時の届出、事業の継承・休廃止・解散時の届出)
- 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令の対象
- **電力広域的運営推進機関への加入及び会員責務の履行並びに供給計画の提出義務**
- 経済産業大臣の供給命令に従う義務
- 電力取引監視等委員会からの報告徴収の対象

その他にも、一般送配電事業者との供給契約に対する供給義務等があります。

3. 広域機関会員としての責務

① 概要

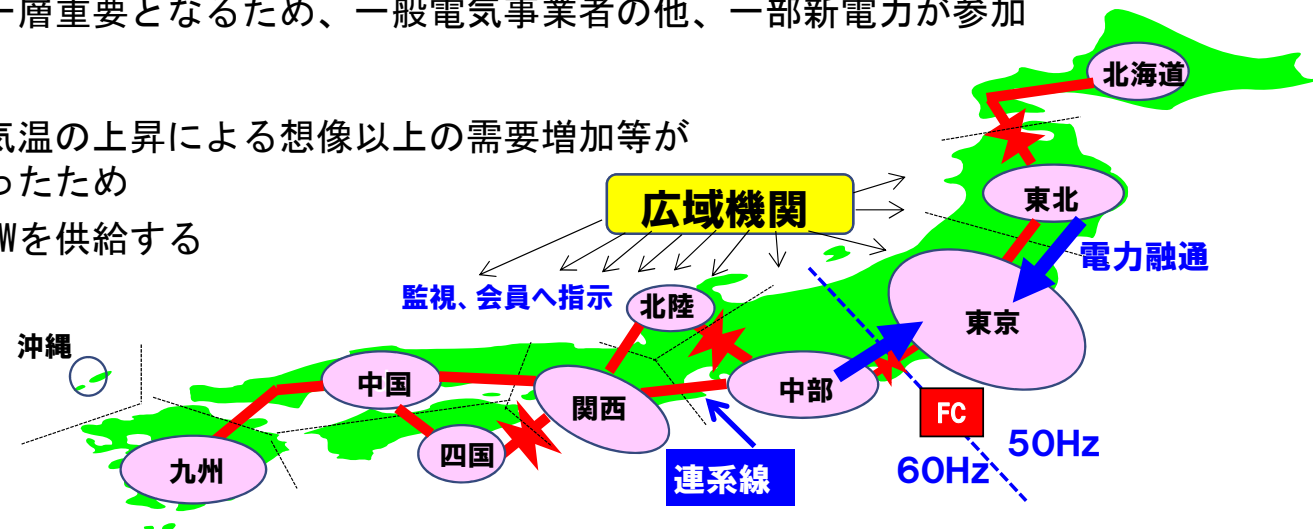
広域機関の会員となられた発電事業者の方には、以下の義務が生じます。

- 総会(年2回以上(*))への出席・議決権の行使
* : 通常総会(4~6月)、臨時総会(3月及び必要な場合)
- 広域機関の定めるルールの遵守及びルールに基づく
広域機関からの指示・要請等に従った対応
- 会費の支払
- 供給計画の提出
- 緊急災害対応

3. 広域機関会員としての責務

② 電力需給状況の悪化時の指示対象

- 電気事業法第28条の44に基づき、電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合に、機関は会員（電気事業者）に対し、需給状況を改善するための指示を行うことが可能であり、会員はこれに従う義務を負います。新たに会員となられる発電事業者の方も、需給改善に係る指示や訓練に対応していただく場合があります。
- 初の指示を発動（4月8日）[下図]
 - 指示事由：東京電力の供給区域において、気温の低下による想定以上の需要増加等が発生し、需給の状況が悪化するおそれがあったため
 - 指示内容：中部電力と東北電力から東京電力へ、あわせて100万kWを供給する
- 夏の高需要期を控えた需給ひっ迫融通指示訓練を実施（6月24日）
 - システム改革の進展により会員間の連携が一層重要となるため、一般電気事業者の他、一部新電力が参加
- 2回目の指示を発動（9月26日）
 - 指示事由：四国電力の供給区域において、気温の上昇による想像以上の需要増加等が発生し、需給の状況が悪化するおそれがあったため
 - 指示内容：中国電力から四国電力へ、50万kWを供給する



3. 広域機関会員としての責務

③ 緊急災害対応

■ 緊急災害対応

- 大規模な天災地変による電力設備の重大な被害発生や需給状況の悪化に対し、広域機関は、国や会員の皆様と円滑に連絡及び調整を行い、協調・連携して復旧等に取り組みます。
- 具体的には、広域機関から会員に対し、他会員への電気の供給や資機材の融通等を指示する場合等があります。

改正電気事業法第二十八条の四十四

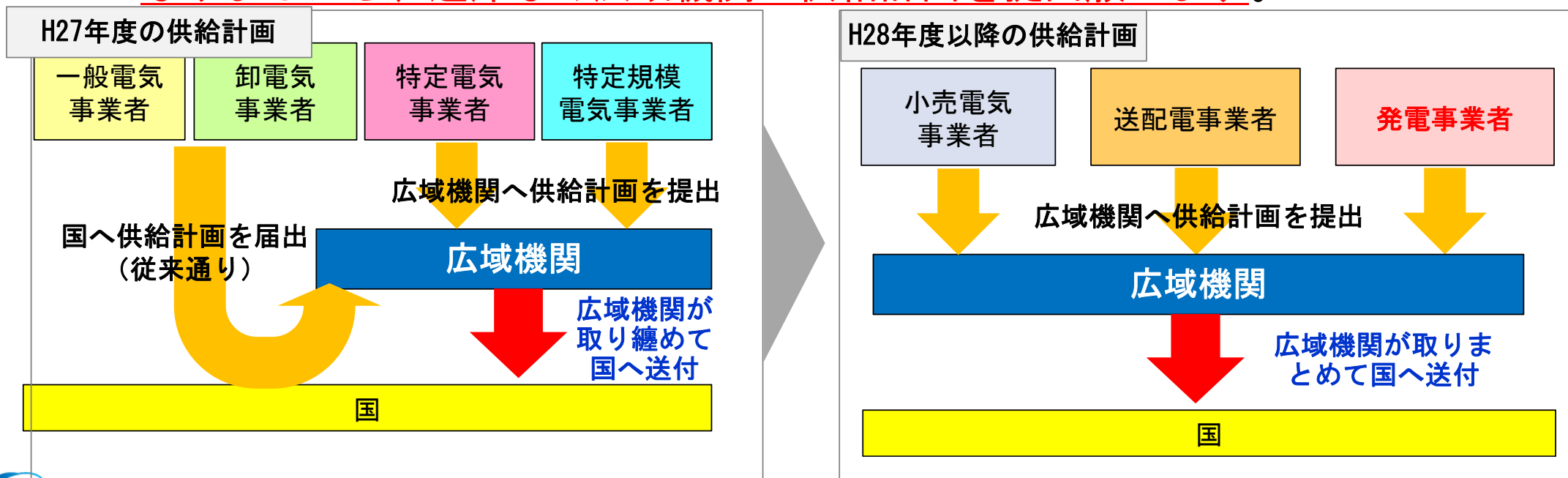
推進機関は、会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときは、業務規程で定めるところにより、会員に対し、次の事項を指示することができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者である会員に対しては、指示することができない。

- 一 当該電気の需給の状況の悪化に係る会員に電気を供給すること。
 - 二 会員に振替供給を行うこと。
 - 三 会員から電気の供給を受けること。
 - 四 会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは会員から電気工作物を借り受け、又は会員と電気工作物を共用すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該電気の需給の状況を改善するために必要な措置をとること。
- 2 推進機関は、前項の規定による指示をしたときは、直ちに、その指示の内容その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。
- 3 推進機関は、第一項の規定による指示を受けた会員が正当な理由がなくその指示に係る措置をとっていないと認めるときは、直ちに、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

3. 広域機関会員としての責務

④ 供給計画の提出

- 全ての電気事業法上の電気事業者は、供給計画（10年間の需要見通し及び電気の供給等の計画）を広域機関に提出する義務があり、広域機関は提出された供給計画を取りまとめて国へ送付する義務があります。
- 発電事業者の方も、平成28年度計画から対象となりますので、発電事業者となりましたら、遅滞なく広域機関に供給計画を提出願います。



4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

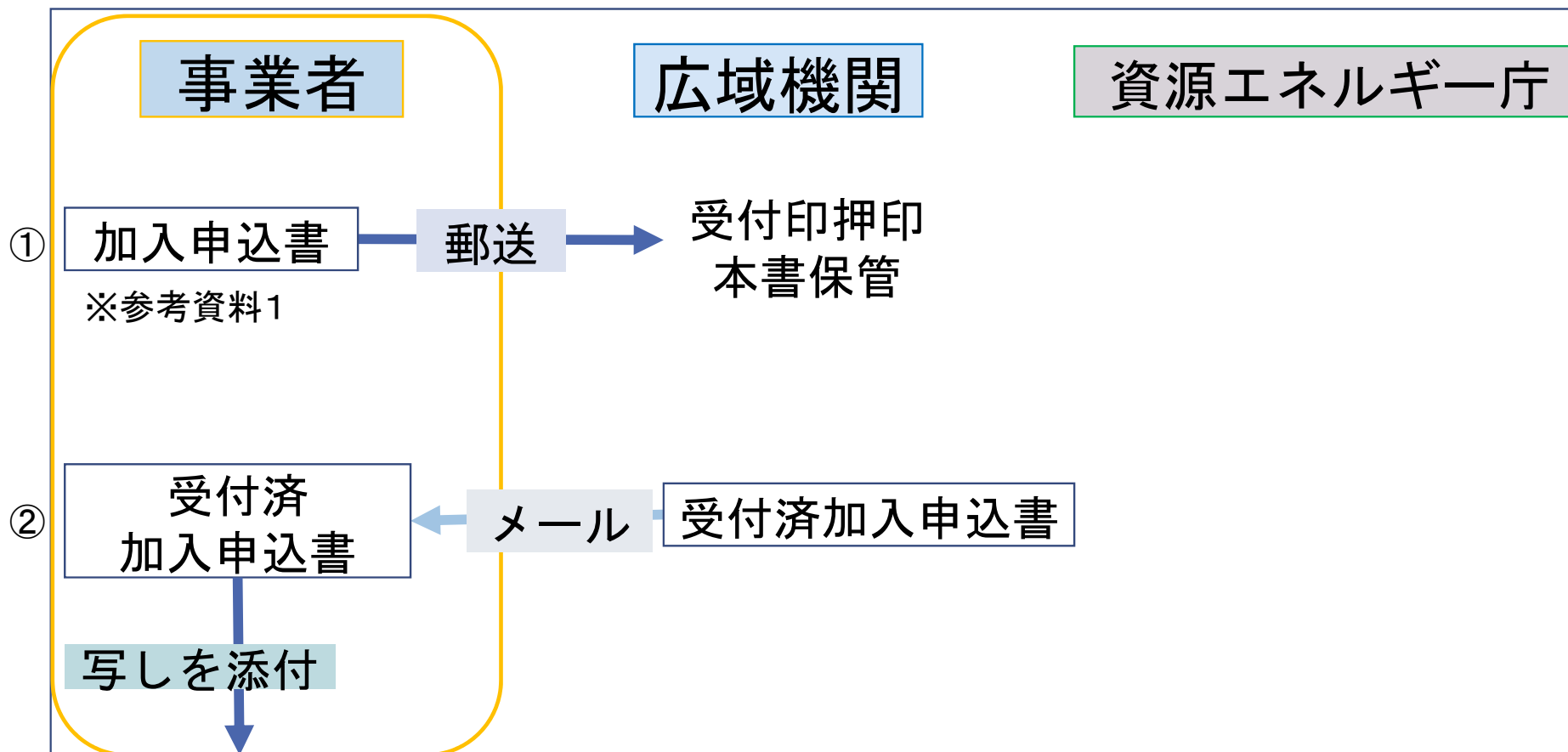
① 概要

- 改正電気事業法の施行日（平成28年4月1日予定）以降、発電事業者に該当する事業者の方は、(1)「仮発電事業者」として自動的に発電事業を営んでいると見なされ、(2)改正電気事業法の施行日から3か月以内（6月30日迄）に経済産業省に発電事業開始の届出をすることが必要となります。
- また、(3)経済産業省への発電事業開始届出に先立ち、広域機関への加入申込を行う必要があります。（但し、既に広域機関に会員として加入されている方は、広域機関への改めての加入申込は不要ですが、P14手続フロー⑤の加入届出通知書の広域機関への提出は必要です）
- 上記届出・加入申込の受理により、発電事業者及び広域機関会員となられた事業者の方は、発電事業者として及び広域機関会員としての義務が生じることとなります。

4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

② 手順フロー（1）

13

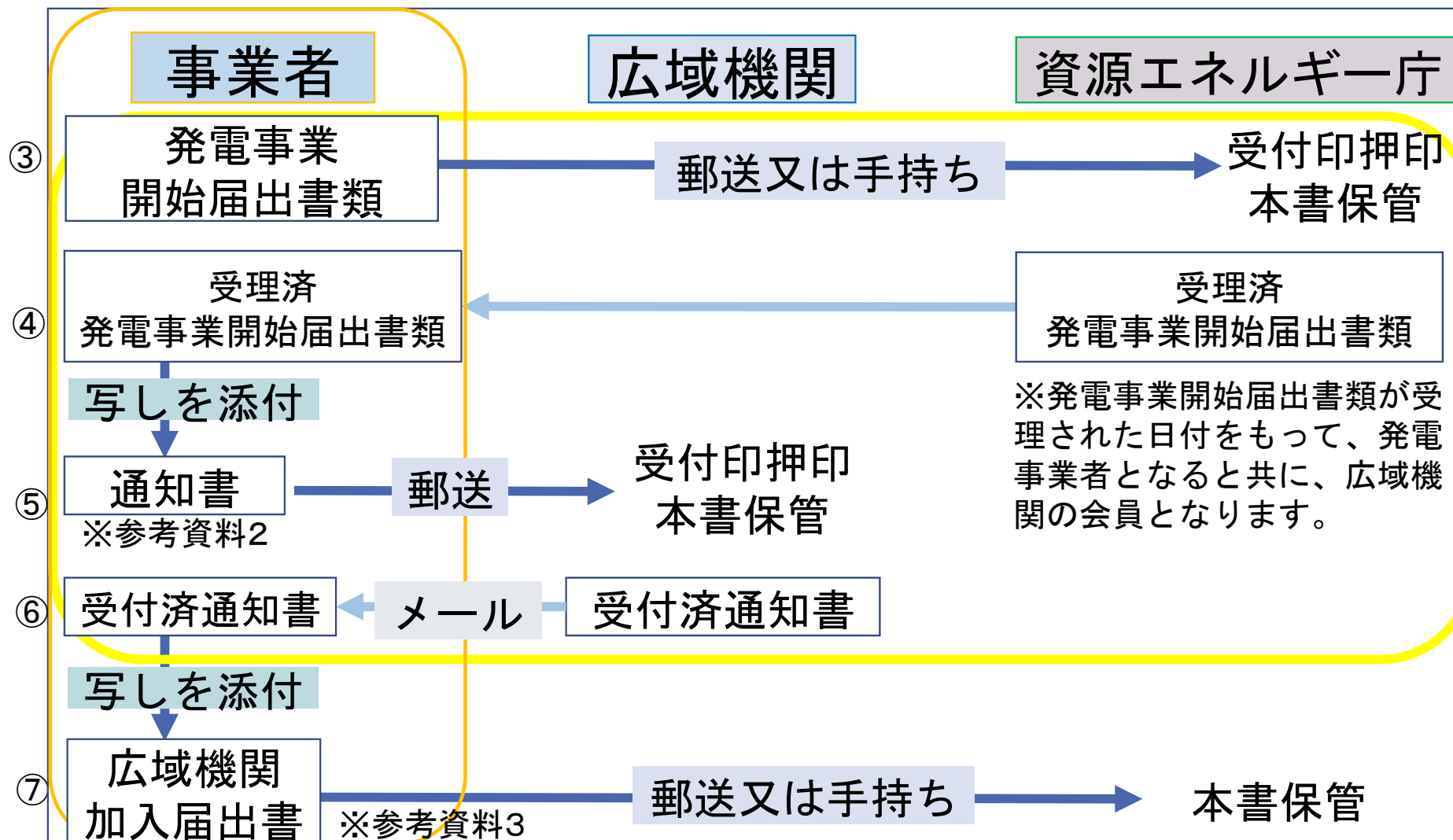


●一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者に該当する場合、本手続きは不要です。

●既会員の方は、受付済加入申込書の添付は必要ありません。

4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

② 手順フロー (2)



4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

③ 手続書類郵送先

◇①、⑤

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関
会員受付係

◇③、⑦

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館 5階547号室
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
注:届出先は、電気工作物の設置場所の態様によって、各経済産業局となる場合
がございます。

4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

④ 参考URL

16

■ 広域機関ホームページ 加入に関する情報

<https://www.occto.or.jp/koiki/kanyu/index.html>

省令が公表された後、広域機関ホームページにて発電事業者向けの加入に関する情報のページを公表致します。

4. 発電事業開始届出・広域機関加入手続き

⑤ 会費について

- ・広域機関の運営に必要な資金は、会員の皆様にご負担いただく会費で賄われています。
- ・会費は、全ての会員が平等に負担する「会費」と、一般送配電事業者のみが負担する「特別会費」の2種類から構成されています。前者は総会開催や会員への事務連絡に係る費用等のために用いられ、後者はそれ以外の費用に用いられます。
- ・会費は、年度毎に金額が理事会で決定され（平成27年度は1万円）、広域機関から各会員に請求書が送付されますので、請求書記載の口座・期日での振込みをお願いします。（年度当初からの会員様には4～5月、期中加入の会員様には加入後速やかに、請求書を送付します）
- ・期限内に振込されない会員様は、会社名及び滞納の事実を公表する場合があります。
- ・会費は、事業者毎に1口となりますので、複数のライセンスを保有されている場合でも複数口の会費を請求することはありません。

【参考 電力広域的運営推進機関 定款】

第52条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。

3 本機関は、既納の会費は返還しない。